

舵頭材と舵心材との接合部に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

舵頭材と舵心材との接合部に関する事項

改正理由

鋼船規則 C 編及び CS 編において、舵頭材と舵心材との接合部（カップリング部）について、キーを備える場合（キー付）及びキーを備えない場合（キーレス）についてそれぞれ規定されている。

本規定では、キー付の場合では、すべての舵トルクをキーで受け持つこととしてキーのせん断面積及び接触面積を規定している。一方、キーレスの場合では、カップリング部の摩擦によりすべての舵トルクを受け持つこととして押し込み力及び押し込み長さの標準を示している。

しかしながら、舵頭材と舵のカップリングにキーを備える場合であって、キー及びカップリング部の摩擦の両方で舵トルクを受け持たせる場合もあることから、今般、この場合に対応するキー寸法の要件を規定した。

改正内容

- (1) 舵頭材と舵のカップリングにキーを備える場合であって、キー及びカップリング部の摩擦の両方で舵トルクを受け持たせる場合について、キーに要求されるせん断面積及び接触面積の要件を規定した。
- (2) 設計に関する参考資料中、コーンカップリングによる舵頭材と舵心材の結合に関する標準を改めた。